

介護予防支援の指定をお考えの 居宅介護支援事業者の方へ

坂井地区広域連合 介護保険課

1. 介護予防支援の指定拡大について

- ◆ 介護保険法の改正により、令和6年4月1日から、**居宅介護支援事業者が、市町村の指定を受けて「介護予防支援」を実施することができる**こととなりました
- ◆ 介護予防支援事業者の指定を行う場合、介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じる必要があるため、坂井地区広域連合では「地域包括支援センター運営協議会」に諮ることとします

(参考) 介護保険法第115条の2第4項

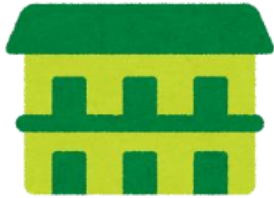
市町村長は、第58条第1項の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

< 現行 >



指定 ↓

指定介護予防支援事業者
(地域包括支援センター)



委託も可 ↓

指定居宅介護支援事業者



- 【報酬】**
- 介護予防支援費
 - 初回加算
 - 委託連携加算
- 【人員基準】**
- 必要な数の担当職員
 - ・ 保健師
 - ・ 介護支援専門員
 - ・ 社会福祉士 等
 - 管理者

< 改定後 >



指定 ↓

指定介護予防支援事業者
(地域包括支援センター)



- 【報酬】**
- 介護予防支援費 (Ⅰ)
 - 初回加算
 - 委託連携加算

- 【人員基準】**
- 必要な数の担当職員
 - ・ 保健師
 - ・ 介護支援専門員
 - ・ 社会福祉士 等
 - 管理者

委託も可 ↓

指定居宅介護支援事業者



【新設】

情報提供 ↑

指定 ↓

指定介護予防支援事業者
(指定居宅介護支援事業者)



- 【報酬】**
- 介護予防支援費 (Ⅱ)
 - 初回加算
 - 特別地域介護予防支援加算
 - 中山間地域等における小規模事業所加算
 - 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

- 【人員基準】**
- 必要な数の介護支援専門員
 - 管理者は主任介護支援専門員 (居宅介護支援と兼務可)

2. 指定に関する留意事項

- 介護予防支援事業者として行うことができる業務は 「介護予防支援」のみです
- 「介護予防ケアマネジメント」の業務は、これまでと同様に、地域包括支援センターから委託を受けた場合のみ行うことができます
- 介護予防支援事業者として指定を受けた場合、「正当な理由なく要支援者の受入れを拒否することはできません」
- 要支援者との間にトラブルが生じた場合、委託により実施する場合は異なり、地域包括支援センターではなく、「介護予防支援事業者が責任を負うこととなります」

3. 介護予防支援と介護予防ケアマネジメント

要支援者が利用できるサービスには、「介護予防サービス」と「総合事業」があります。利用するサービスにより、ケアマネジメントのタイプが異なります

利用するサービス	ケアマネジメントタイプ
【介護予防サービス】のみ	介護予防支援
【介護予防サービス】 + 【総合事業】	介護予防支援
【総合事業】のみ	介護予防ケアマネジメント

<介護予防サービス>

介護予防訪問看護、介護予防訪問入浴介護、予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与 など

<総合事業>

指定相当訪問（通所）型サービス、訪問（通所）型サービスA、通所型サービスC（短期集中予防サービス）など

3. 介護予防支援と介護予防ケアマネジメント

< 介護予防支援 >

【対象者】 要支援者

【利用するサービス】

- 介護予防サービスのみのみ
- 介護予防サービス（給付管理あり）
+ 総合事業

< 介護予防ケアマネジメント >

【対象者】 要支援者、事業対象者

【利用するサービス】

- 総合事業のみ
- 介護予防サービス（給付管理なし）
+ 総合事業

介護予防支援事業者と契約

- 地域包括支援センター
- 介護予防支援の指定を受けた居宅介護事業者※

地域包括支援センターと契約

※ 居宅介護支援事業者が、従前どおり、地域包括支援センターから一部委託を受けて実施することも可能

※ 現在、地域包括支援センターから委託を受けている要支援者について、介護予防支援事業者として直接担当する場合は、改めて利用者と契約を締結する必要があります

3. 介護予防支援と介護予防ケアマネジメント

月ごとに利用するサービスが異なる場合、ケアプランの作成を担当する事業者が変更となることがありますので、注意が必要です

【例】 要支援の利用者を居宅介護支援事業所が介護予防支援事業所として担当している場合

利用月	利用サービス	ケアマネジメント類型	担当事業者
7月	・ 介護予防福祉用具貸与 ・ 通所型サービス（総合事業）	介護予防支援	介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者
8月	・ 通所型サービス（総合事業）	介護予防ケアマネジメント	地域包括支援センター
9月	・ 介護予防福祉用具貸与 ・ 通所型サービス（総合事業）	介護予防支援	介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者

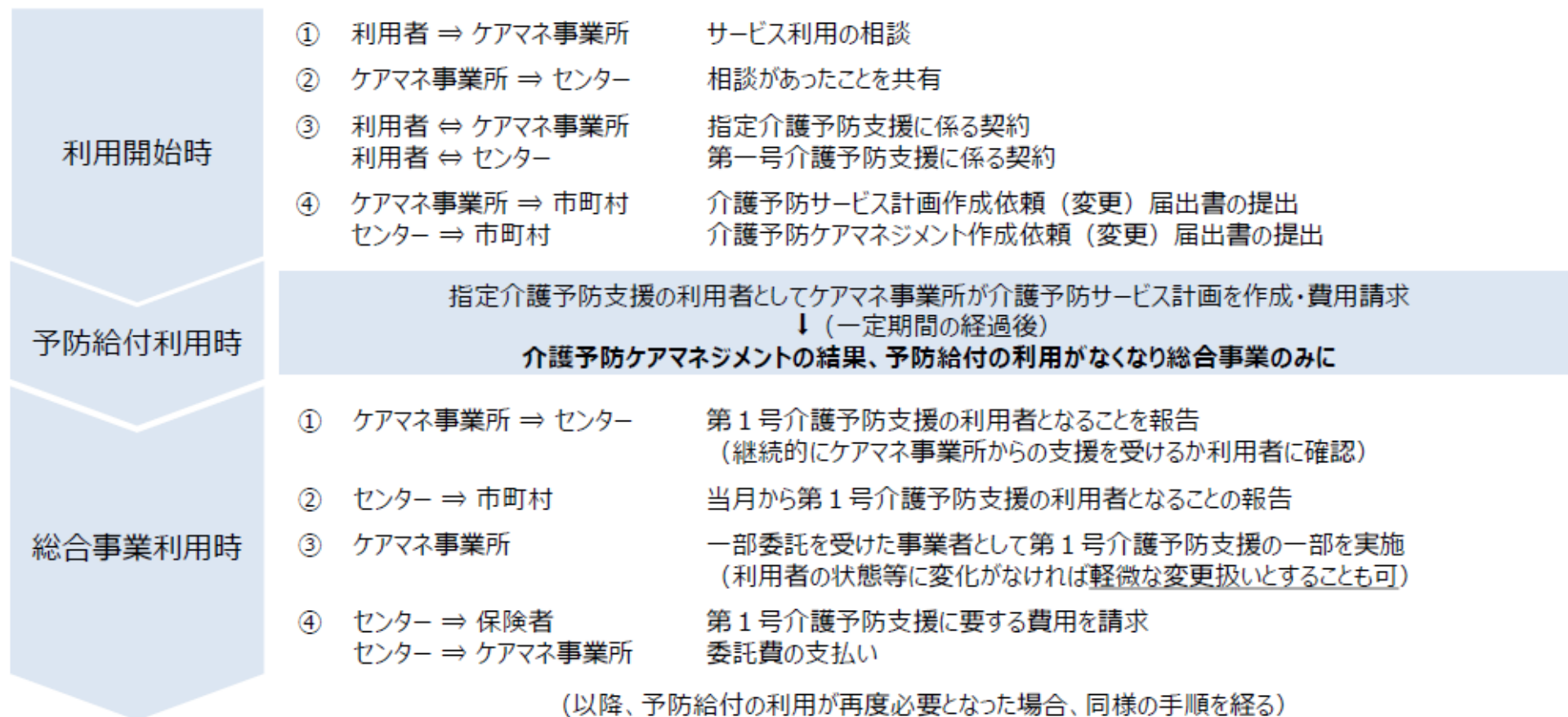
- ・ 上記のケースの場合、8月は介護予防サービスの利用がなく、総合事業のみの利用のため「介護予防ケアマネジメント」となり、地域包括支援センターが担当となります
- ・ この場合、担当事業者が変更となる都度、ケアプラン作成業務に関する契約を結び直す必要がありますが、利用者の負担等を考慮し、「利用者」「介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者」「地域包括支援センター」の三者で契約することも可能です。
- ・ 担当事業者が変更となる場合、月末までに「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」の提出が必要となります

4. 介護予防サービス計画作成依頼届出書等について

- 要支援者に対するケアプラン作成業務については、月ごとのサービス利用状況により「介護予防支援」「予防ケアマネジメント」となる場合があり、その都度「居宅（介護予防）サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」の提出が必要となります。
- 要支援者⇔要介護者の変更により、作成区分が「介護予防支援」⇔「居宅介護支援」となる場合も、その都度「居宅（介護予防）サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」の提出が必要となります。

- 指定居宅介護支援事業者が実施する指定介護予防支援の利用者が、予防給付の対象となる介護予防サービス等を利用しなくなった場合、当該利用者は第1号介護予防支援事業の対象者となるため、当該利用者が引き続き当該居宅介護支援事業者による援助を受けようとする場合、センターが第1号介護予防支援事業の一部を委託する必要がある。
- 利用者にとって必要となるサービスの適切な選択の支援を行う観点から、当面の間は、指定の状況を踏まえながら第1号介護予防支援事業の一部を指定介護予防支援事業者としての指定を受けている指定居宅介護支援事業者に委託する場合は、**あらかじめ運営協議会の意見を聴いた上で、利用者ごとに行うのではなく、包括的に委託を行うことも差し支えない。**

1. 「包括的な委託」を行った場合の事務フロー（イメージ）



5. 地域包括支援センターとの関係

- ◆ 今回の改正後も、地域包括支援センターによる指定介護予防支援の一部委託の取扱いについては変更ありません。
- ◆ 介護予防支援の指定を受けずに、従来どおり一部委託により要支援者を担当することも可能です。
- ◆ また、介護予防支援の指定を受けた場合でも、一部委託により介護予防支援のプラン作成をすることが可能です。
- ◆ 地域包括支援センターには地域の介護予防支援の状況を把握し、介護予防サービス計画の検証を行う業務がありますので、指定を受けて直接要支援者を担当した場合でも、対応やプランについて気になる点については従来どおり地域包括支援センターにご相談ください。

6. 指定を受けるための要件

- ① 居宅介護支援事業者の指定を受けていること
- ② 管理者が主任介護支援専門員であること（居宅介護支援と兼務可）
※ 経過措置により主任介護支援専門員でない介護支援専門員を管理者としている事業所は、介護予防支援の指定を受けることはできません
- ③ 当該指定に係る事業所ごとに、1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を確保すること
- ④ 事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定介護予防支援の提供に必要な設備及び備品等を備え付けること
- ⑤ 法人登記における「目的」欄に介護予防支援事業に係る記載（「介護保険法における介護予防支援」等）があること

※ 指定基準の詳細は、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚労省令第37号）をご確認ください。

6. 指定を受けるための要件（研修受講）①

○ 指定介護予防支援を提供する介護支援専門員は、「**目標志向型の介護予防サービス計画（※）**」を策定するため、坂井地区広域連合が定める、次の事項を内容とする研修を受講していること。

- (1) 地域包括ケアシステムの深化・推進についての目指すべき方向性
- (2) 指定介護予防支援の考え方と進め方
- (3) その他適切な指定介護予防支援の提供のための必要な事項

※高齢者の地域での自立して日常生活を継続することという視点にたち、個別の利用者ごとに設定した具体的な目標をもとに、必要な介護予防サービスを組み立てて提供する計画。

目標志向型⇔プロセス志向型（特定の目標達成に焦点を当てるのではなく、継続的な健康維持と改善のプロセスに重きを置くアプローチ）

目的

⇒介護予防支援の指定を受ける居宅介護支援事業所及び一定関与をする地域包括支援センターが、介護予防支援の理念を正しく理解し、適切な手法を習得することで、坂井地区の自立支援・重度化防止に資する予防マネジメントの質の向上と平準化を図る。

6. 指定を受けるための要件（研修受講）②

👉 適切な指定介護予防支援の提供に係る基本的な取扱い・遵守すべき事項を条例・要綱に規定

坂井地区広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年条例第2号）

（指定介護予防支援の基本取扱方針）

第31条（略）

2 指定介護予防支援事業者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定しなければならない。

3（略）

坂井地区広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等に関する要綱（令和6年告示第14号）

（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の責務）

第3条 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、基準条例第31条第2項に規定する目標志向型の介護予防サービス計画を策定するため、指定介護予防支援を提供する介護支援専門員に、坂井地区広域連合が定める、次の事項を内容とする研修を受講させなければならない。

- （1）地域包括ケアシステムの深化・推進についての目指すべき方向性
- （2）指定介護予防支援の考え方と進め方
- （3）その他適切な指定介護予防支援の提供のための必要な事項

7. 申請から指定までの流れ

- ① 指定に必要な申請書類一式を介護保険課に提出
- ② 介護保険課で申請書類の確認
- ③ 介護予防支援事業者として指定（指定通知書の送付）
- ④ 地域包括支援センター運営協議会に報告（包括承認事項）

【注】新規で「居宅介護支援」「介護予防支援」の指定を併せて申請する場合は、介護保険課への事前相談が必要となります。指定申請書の提出期限も異なります。

基準要綱第3条で定める研修

<指定申請スケジュール（予定）> ※変更となる場合があります

指定申請受付 開始アナウンス	指定申請書受付開始	介護予防ケアプラン研 修	指定予定日	地域包括支援センター 運営協議会
R6年11月1日	R6年12月1日	R6年12月20日	R7年2月1日	R7年3月

7. 指定申請に係る必要書類

- ① 指定申請書
- ② 付表（事業所の指定等に係る記載事項）
- ③ 付表別添__添付書類・チェックリスト
- ④ 付表別添__添付書類・チェックリストに記載されているその他の資料
- ⑤ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ⑥ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧
- ⑦ 基準要綱第3条で定める研修受講が確認できる書類

8. 指定申請に係る必要書類（省略することができる書類）

●登記事項証明書

居宅介護支援の指定を受ける際などに、介護保険課に提出いただいている登記事項証明書の「目的」欄に「介護予防支援事業」に係る記載がある場合は省略可能

※提出済みの登記事項証明書に「介護予防支援事業」に係る記載がない場合は省略できません

●平面図

介護保険課に提出いただいている平面図に変更がない場合は省略可能

<補足>

従業者の資格を証明する書類（介護支援専門員証の写し等）は添付不要です。一覧（標準様式7）のみ提出してください。

9. その他の留意点

■ 住所地特例対象施設に入所する他自治体の被保険者について

介護予防支援の指定は、保険者ごとに受けることが必要です。ただし、あわら市・坂井市内の住所地特例対象施設に入所している他自治体の被保険者（※）に対しては、保険者が他の自治体であっても、坂井地区広域連合の指定を受けることで、介護予防支援を行うことができます。 ※入所する住所地特例対象施設に住民票を移した場合に限る。

■ 指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者としての指定を受ける場合の消費税の取扱い（介護保険最新情報Vol.1259）

指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者としての指定を受けて指定介護予防支援を行う場合、地域包括支援センターの設置者が指定介護予防支援事業者としての指定を受けて指定介護予防支援を行う場合と同様に、介護予防サービス計画費の支給に係る介護予防支援として、消費税が非課税となります。

なお、指定居宅介護支援事業者が、指定介護予防支援を地域包括支援センターの設置者からの一部委託により行う場合、消費税は課税となります。